

## 5. 魚介類競り売り営業

- 鮮魚介類を魚介類市場において競り売りその他厚生労働省令で定める取引の方法で販売する営業です。
- 厚生労働省令で定める方法は、競り売り、入札による取引及び相対による取引です。

